

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標1 子どもたちがたく ましく育つこと のできる環境づくり	施策1 就学前の教育・ 保育環境の整備	1	幼保一体化の推進	教育・保育のニーズの状況を踏まえながら、公立施設における幼保一体化を推進します。	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課	【幼児施設課】 令和2年4月1日に玉川、常盤、老上の各幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行しました。笠縫幼稚園は、令和3年4月1日からの幼稚園型認定こども園への移行に向け増築棟建設および一部既存棟改修工事を実施しました。老上こども園は一部既存棟改修工事を実施しました。常盤こども園は令和3年度の既存棟改修工事に向けた修正設計を、矢倉幼稚園は令和4年4月1日からの幼稚園型認定こども園への移行に向けて実施設計（既存棟改修および駐車場整備）および仮設園舎整備を実施します。	令和2年4月1日に玉川、常盤、老上の各幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行しました。笠縫幼稚園は令和3年4月1日からの幼稚園型認定こども園への移行に向け増築棟建設および一部既存棟改修工事を実施しました。老上こども園は一部既存棟改修工事を実施しました。常盤こども園は令和3年度の既存棟改修工事に向けた修正設計を実施しました。矢倉幼稚園は令和4年4月1日からの幼稚園型認定こども園への移行に向けて実施設計（既存棟改修および駐車場整備）および仮設園舎整備を実施しました。		令和3年4月1日に笠縫幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行しました。常盤こども園は既存棟改修工事を実施します。矢倉幼稚園は令和4年4月1日からの幼稚園型認定こども園への移行に向け既存棟改修・一部解体・増築棟建設および駐車場整備を実施します。	1 幼保一体化推進		
		2	幼稚園教諭・保育士等の確保	県、関係機関、養成校等と連携を図りながら、資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、幼稚園教諭・保育士等の確保に取り組みます。県、関係機関と連携を図りながら、有資格者の再就職に取り組みます。	幼児課	草津市就職相談会 滋賀県保育協議会主催の就職フェアに参加 待機児童対策協議会に参加	草津市就職相談会 1回（イオンモール草津） 就職フェア参加 2回 待機児童対策協議会 17回（5部会）		滋賀県保育協議会主催の就職フェアへ参加 滋賀県待機児童対策協議会 保育士トライアル研修「ZOOMでつながるくさつの保育」			
		3	地域型保育事業への連携等の支援	質の高い地域型保育事業の展開に向けて、巡回支援を行い、私立保育園においても連携体制の強化を図ります。また、公立の幼稚園型認定こども園での3歳児受入れについて検討します。	幼児課	指導員1人配置 22施設支援（各施設1回/2週間）	指導員1人配置 22施設支援（各施設1回/2週間）			指導員2人配置 25施設支援	1 幼保一体化推進	
		4	多様な主体の参入促進	小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進します。特定教育・保育施設については、適切な運営や保育体制となるように市の支援・指導体制を強化します。また、研修の充実や積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、市内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。	幼児課	指導員2人配置、38施設支援 地域型保育施設22施設・認可外保育施設16施設 （各施設1回/2週間）	指導員2人配置、38施設支援 （各施設1回/2週間）			指導員2人配置、40施設支援 地域型保育施設25施設 認可外保育施設15施設 認可外監査事務員1人配置	3-⑫ 多様な主体の参入	
		5	3歳児親子通園事業	幼稚園での親子通園体験を通して、在宅の3歳児とその保護者の生活経験を広げ、豊かな人間性の芽生えや温かい人間関係を育み、地域の子育てを応援します。	幼児課	矢倉幼稚園 20組 10月～3月 計14回実施	矢倉幼稚園 2組 計14回実施	3歳児の就園が増えたことと、新型コロナウイルスの影響と考えられる。	矢倉幼稚園 20組 5月～3月 25回実施			
		6	公立幼稚園等における2歳児への子育て支援の検討	在宅の2歳児とその保護者を対象に、各施設における子育て支援活動を充実することにより、子育て施策の推進を図ります。	幼児課	子育て相談随時実施	各施設において子育て相談を随時実施			子育て相談随時実施		
		7	就学前の教育・保育の充実（保育認定）	保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施するため、保育ニーズを満たす施設や人材の確保に努めます。	幼児課 幼児施設課	【幼児施設課】 令和2年4月1日に、玉川、常盤、老上の各幼稚園を幼稚園型認定こども園への移行、民間保育所1施設および小規模保育施設4施設の新設、認可外保育施設の認可化等により362人の認可定員増を実施しました。合わせて、令和3年4月1日に笠縫幼稚園の幼稚園型認定こども園へ移行するための増築棟建設および一部既存棟改修工事を実施しました。また、常盤こども園は令和3年度の既存棟改修工事に向けた修正設計を、令和4年4月1日に矢倉幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行するために実施設計（既存棟改修および駐車場整備）および仮設園舎整備を実施します。また、保育ニーズを満たすためには、確保方策とともに人材の確保も重要であることから、保育士確保事業（保育士宿舍借り上げ支援事業補助金、保育体制強化事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金、保育士等処遇改善費補助金）等を活用し、保育士の就業継続および離職防止を図ります。	令和2年4月1日に、玉川、常盤、老上の各幼稚園を幼稚園型認定こども園への移行、民間保育所1施設および小規模保育施設4施設の新設、認可外保育施設の認可化等により362人の認可定員増を実施しました。合わせて、令和3年4月1日に笠縫幼稚園の幼稚園型認定こども園へ移行するための増築棟建設および一部既存棟改修工事を実施しました。また、常盤こども園は令和3年度の既存棟改修工事に向けた修正設計を、令和4年4月1日に矢倉幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行するために実施設計（既存棟改修および駐車場整備）および仮設園舎整備を実施しました。また、保育ニーズを満たすためには、確保方策とともに人材の確保も重要であることから、保育士確保事業（保育士宿舍借り上げ支援事業補助金、保育体制強化事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金、保育士等処遇改善費補助金）等を活用し、保育士の就業継続および離職防止を図りました。		令和3年4月1日に、笠縫幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行、民間保育所4施設および小規模保育施設3施設の新設、認可保育所のこども園化等により521人の認可定員増を実施しました。合わせて、常盤こども園は既存棟改修工事を実施します。矢倉幼稚園は令和4年4月1日からの幼稚園型認定こども園への移行に向け既存棟改修・一部解体・増築棟建設および駐車場整備を実施します。また、保育ニーズを満たすためには、確保方策とともに人材の確保も重要であることから、保育士確保事業（保育士宿舍借り上げ支援事業補助金、保育体制強化事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金、保育士等処遇改善費補助金）等を活用し、保育士の就業継続および離職防止を図ります。	2-(1) 就学前教育・保育		
		8	就学前の教育・保育の充実（教育標準時間認定）	学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。	幼児課 幼児施設課	教育標準時間認定（定員確保数） 2,115人	教育標準時間認定（定員確保数） 2,070人	教育標準時間認定（定員確保数） 2,382人	教育標準時間認定（定員確保数） 2,382人	2-(2) 就学前教育・保育		

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外
目標1 子どもたちがたく ましく育つことの できる環境づくり	施策1 就学前の教育・ 保育環境の整備	9	私立施設の認定こども園 への移行促進	私立施設（幼稚園および保育園、認可 外保育施設）について、保育定員の維持・ 向上を前提に、各事業者の意向等 を踏まえ、認定こども園への移行を促 進します。	幼児施設課	令和2年4月1日に、あさひ保育園が幼保 連携型認定こども園のあさひこども園へ移 行、TAMランド野路園が保育所型認定こ ども園のTAMランド野路こども園へ移行し ました。 令和3年4月1日にこども園へ移行予定の志 津保育園、くるみ保育園、緑波くるみ保 育園、さくら坂南保育園の移行支援を実 施しました。	令和2年4月1日に、あさひ保育園が幼保 連携型認定こども園のあさひこども園へ移 行、認可外保育施設のTAMランド野路園が 保育所型認定こども園のTAMランド野路 こども園へ移行しました。 令和3年4月1日にこども園へ移行予定の 志津保育園、くるみ保育園、緑波くるみ保 育園、さくら坂南保育園の移行支援を実 施しました。		令和3年4月1日に、志津保育園が幼保連 携型認定こども園の志津保育園へ移行、 くるみ保育園が幼保連携型認定こども園 のくるみこども園、緑波くるみ保育園・若 草くるみ保育園が幼保連携型認定こども 園の緑波くるみこども園、さくら坂南保 育園が幼保連携型認定こども園のさくら 坂南こども園へ移行しました。	1 幼保一体化推進	
		10	私立保育園の整備	私立保育園の新設、増改築、分園等 による定員増を推進し、待機児童の解消 と、さらなる子育て支援の充実を図り ます。また、令和3年度の開園に向け て、私立保育園新設を推進します。	幼児施設課	令和2年4月1日におおじ保育園が新規 開園し110人の定員増を実施しました。 令和3年4月1日に新規民間保育所を4 施設開園するための施設整備支援を実 施します。	令和2年4月1日におおじ保育園が新規 開園し110人の定員増を実施しました。 令和3年4月1日に新規民間保育所を4 施設開園するための施設整備支援を実 施しました。		令和3年4月1日に草津コベル保育園（1 20人定員）、かがやきくじら保育園（定 員110人）、草津くじら保育園（定員9 0人）、光泉カトリック保育園（定員9 0人）認可保育所4施設が新規開園し計 410人の定員増を実施しました。		
		11	小規模保育施設の展開	増加する低年齢児の保育需要に対応 するため、質が確保された小規模保育事 業の整備を図ります。	幼児施設課	令和2年4月1日に小規模保育施設4施設 が新規開園し76人の定員増を実施しま した。令和3年4月1日に小規模保育施設 を3施設開園するための施設整備支援 を実施します。	令和2年4月1日に小規模保育施設4施設 が新規開園し76人の定員増を実施しま した。令和3年4月1日に小規模保育施設 を3施設開園するための施設整備支援 を実施しました。		令和3年4月1日にさくら坂小規模保 育園（定員19人）、豆の木保育園ア トラスター（定員19人）、玉川た っち小規模保育園（定員19人）の 小規模保育施設3施設が新規開園し 計57人の定員増を実施しまし た。	1 幼保一体化推進	
		12	幼稚園の改修整備	老朽化の進む公立幼稚園について、 幼保一体化の推進と整合を図りなが ら、必要な改修を行います。	幼児施設課	老上こども園の一部既存棟改修、笠 縫幼稚園の増築棟建設および一部 既存棟改修工事、常盤こども園の 修正設計、矢倉幼稚園の実施設 （既存棟改修および駐車場整備） および仮設園舎整備を実施します。	老上こども園の一部既存棟改修、笠 縫幼稚園の増築棟建設および一部 既存棟改修工事、常盤こども園の 修正設計、矢倉幼稚園の実施設 （既存棟改修および駐車場整備） および仮設園舎整備を実施しま した。		常盤こども園の既存棟改修工事を 実施します。矢倉幼稚園は令和 4年4月1日からの幼稚園型認定 こども園への移行に向け既存棟 改修・一部解体・増築棟建設 および駐車場整備を実施しま す。		
	施策2 就学前の教育・ 保育内容の充実	13	認定こども園、幼稚園お よび保育所（園）を対象 とした研修【子・若計画 No.56と共通】	就学前の教育・保育内容の充実に 向け、必要な研修を実施します。	幼児課	研修回数13回	研修回数12回	新型コロナウイルスの影響により 救命救急講習会は実施できな かったため。	研修回数13回	1 幼保一体化推進	
		14	保育実践交流研修の実施	認定こども園、幼稚園および保 育所（園）での日課や教育・保 育内容を交流することにより、 幼保一体化に向けての課題や 方策について考える場とし、 互いの良さを生かした教育・ 保育内容の充実を図ります。	幼児課	研修参加者数予定数 60人 公立就学前教育・保育施設数 13園（所）	草津市就学前教育・保育研究会 での公開保育研究会で実践交 流を行った。（4回） 参加人数 69人 公立就学前教育・保育施設 13園（所）		公立就学前教育・保育施設 13園（所）	1 幼保一体化推進	
		15	就学前教育・保育カリ キュラム（共通カリキュ ラム）の推進	就学前施設におけるすべての 子どもの豊かな育ちを保障し、 質の高い教育・保育を確立す るため、認定こども園、幼 稚園および保育所（園）にお ける共通カリキュラムを活用 した実践・検証に取り組み、 質の高い就学前の教育・保 育の提供を促進します。	幼児課	草津市就学前教育・保育研 究会の開催 公立就学前施設数13園（所）	草津市就学前教育・保育研 究会の開催 公立就学前教育・保育施設 13園（所）		草津市就学前教育・保育研 究会の開催 公立就学前教育・保育施設 13園（所）	1 幼保一体化推進	4「草津っ子」育み事 業
		16	就学前教育と小学校教 育との円滑な接続と連携 の推進	認定こども園、幼稚園および 保育所（園）と小学校との円 滑な接続のため、接続期の アプローチカリキュラムや 小学校入学時のスタートカリ キュラム等、教育・保育内 容にかかわる職員間の共通 理解や推進体制を強化しま す。	幼児課 学校教育課	接続期研究会の開催 （接続期カリキュラムの見 直し）	接続期研究会の開催（全 体会2回、就学前公開保 育1回、小学校検証2回、 研修会1回） スタートカリキュラムの 実施・検証		接続期研究会の開催 カリキュラムの見直し	1 幼保一体化推進	1 子どもの貧困対策 4「草津っ子」育み事 業
		17	幼稚園等ステップアップ 推進事業	教師の指導力向上のため園 内研究会を開催するととも に、質の高い学びが得られ る体験活動の充実や地域、 園の特色を生かした教育・ 保育の充実を図ります。	幼児課 学校教育課	公立就学前施設数 10園 （教育認定）	実施施設10園（所）		公立就学前施設数 10園 （教育認定）	1 幼保一体化推進	4「草津っ子」育み事 業
		18	保育体験・異年齢交流の 推進【子・若計画No.6と 共通】	認定こども園、幼稚園および 保育所（園）において、中 学校や小学校の保育体験や 職場体験の受入れを行い、 異年齢交流の推進を図り ます。	幼児課	公立就学前施設数13園（ 所）	未実施	新型コロナウイルス感染症 拡大の影響により、受け入 れを中止したため。	公立就学前施設数13園（ 所）	1 幼保一体化推進	4「草津っ子」育み事 業
		19	就学前教育サポート事業	大学との連携により、心理 と保育専門分野から幼稚 園教諭・保育士等への支 援を強化し、心理的負担の 軽減と、教育・保育力の 向上を図ります。	幼児課	公立就学前施設数13園（ 所）	実施施設13園（所）		公立就学前施設数13園（ 所）	1 幼保一体化推進	1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策 4「草津っ子」育み事 業
		20	幼児教育推進体制の充 実	幼児教育アドバイザーを 設置し、幼児教育の質の 向上に向けた実践研究と 人材育成を推進します。ま た、幼児教育と小学校教 育の円滑な接続にかかる 取組を充実します。	幼児課	幼児教育アドバイザー1 名配置	幼児教育アドバイザー1 名配置		幼児教育アドバイザー1 名配置	1 幼保一体化推進	4「草津っ子」育み事 業
21	公立認定こども園、幼 稚園および保育所（園） の園庭開放【子・若計 画No.10と共通】	未就園の子どもとその保 護者を対象に、認定こども 園、幼稚園および保育所 （園）の園庭を開放する ことで、親子で自由に遊 べる場所を提供します。	幼児課	公立就学前施設数13園（ 所）	実施施設11園（所）	新型コロナウイルス感染 症拡大に伴い実施してい ない園があったため。	公立就学前施設数13園（ 所）	4「草津っ子」育み事 業			

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標1 子どもたちがたく ましく育つことの できる環境づくり	施策3 放課後の居場所 の充実	22	児童育成クラブの充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子ども・若者政策課	公設14・民設18施設運営	公設14・民設18施設運営		公設14・民設20施設運営	3-③ 放課後児童健全育成・放課後子ども教室	2 児童虐待防止対策	
		23	民間による児童育成クラブの整備	児童育成クラブへの入会希望の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による児童育成クラブの実施を推進します。今後定員を超えることが予想される小学校区を対象に、継続して民設児童育成クラブの施設整備を進めます。	子ども・若者政策課	4箇所に民設募集	4箇所の民設を整備 (新設3箇所、既存施設の定員拡大1箇所)		1箇所に民設募集	3-③ 放課後児童健全育成・放課後子ども教室		
		24	児童育成クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する連携協力体制の整備	児童育成クラブと放課後子ども教室の双方の支援員が参加児童の情報を共有する等連携し、協力体制の整備に努めます。また、一体的な実施に関する検討の場として、運営委員会の設置・運営を行います。	子ども・若者政策課 生涯学習課	実施校 1校 児童育成クラブと放課後子ども教室の連携を図り、一体的な実施に係る運営委員会を開催します。	実施校 1校		実施校 2校 引き続き、児童育成クラブと放課後子ども教室の連携を図り、一体的な実施に係る運営委員会を開催します。	3-③ 放課後児童健全育成・放課後子ども教室		
	施策4 確かな学力向上 等に向けた取組	25	学校施設・設備の充実 (小中学校)	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新築・増築を進めます。	教育総務課	・大規模改修工事 工事予定校 3校(草津第二小トイレ、老上中グラウンド、新堂中武道館) 設計予定校 4校(志津小体育館トイレ、老上小グラウンド、老上中トイレ、松原中体育館) ・増築工事 校舎棟増築予定校 1校(高穂中) ・非構造部材改修工事 工事予定校 1校(志津小)	・大規模改修工事 工事実施校 3校(草津第二小トイレ、老上中グラウンド、新堂中武道館) 設計実施校 4校(志津小体育館トイレ、老上小グラウンド、老上中トイレ、松原中体育館) ・増築工事 校舎棟増築実施校 1校(高穂中) ・非構造部材改修工事 工事実施校 0校	非構造部材改修工事(志津小)が実施できなかった理由については、市内小中学校においては新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業が実施されたことに伴い、授業数を確保するため夏季休業期間が短縮となり、必要な工期を確保することができなかったため。	・大規模改修工事 工事予定校 4校(志津小体育館トイレ、老上小グラウンド、老上中トイレ、松原中体育館) 設計予定校 4校(志津南小2期、笠縫東グラウンド、新堂中体育館トイレ、松原中トイレ) ・非構造部材改修工事 工事予定校 1校(山田小1期)			
		26	英語教育推進事業【子・若計画No14と共通】	小中学校にALTやJTEを配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図るとともに、小中学校間で連続性のある英語教育の推進を図ります。	学校教育課	市立全小中学校にJTE、市立全小中学校にALTを配置します。また、小中学校の円滑な接続を図る中で、子どもの言語活動の充実を目指した英語教育を推進していきます。	市立全小中学校にJTE14名、市立全小中学校にALT3名を配置。 小中学校の円滑な接続を図る中で、子どもの言語活動の充実を目指した英語教育を推進しました。		市立小学校にJTE6名、市立全小中学校にALT3名を配置。小中学校の円滑な接続を図る中で、子どもの言語活動の充実を目指した英語教育を推進していきます。 ALT:外国人英語指導助手 JTE:日本人英語指導助手		4「草津っ子」育み事業	
		27	道徳教育推進事業【子・若計画No.89と共通】	子どもたちによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。	学校教育課	各学校の児童生徒や地域の実情等に応じて、家庭・地域との連携の充実を図りながら、多様な指導方法の工夫を取り入れた授業研究を推進し、児童生徒の豊かな心の育成を図るための実践に取り組みます。	市の「草津市道徳教育の授業力向上事業」で、南笠東小学校と新堂中学校を協力校として、授業改善や豊かな心の育成を図るための実践に取り組みました。		各学校の児童生徒や地域の実情等に応じて、家庭・地域との連携の充実を図りながら、多様な指導方法の工夫を取り入れた授業研究を推進し、児童生徒の豊かな心の育成を図るための実践に取り組みます。		4「草津っ子」育み事業	
		28	教室アシスタント配置事業【子・若計画No.15と共通】	各小中学校に教室アシスタントを配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。また、児童生徒への関わり方や活動内容の交流について定期的な研修を行い、児童生徒への適切な支援を行います。	児童生徒支援課	教室アシスタント76人	教室アシスタント76人		教室アシスタント56人		1 子どもの貧困対策 4「草津っ子」育み事業	
		29	学びの教室プロジェクト【子・若計画No.16と共通】	放課後等の子どもの居場所の確保を図るとともに、子どもの自主学習を支援し、学習習慣の確立と学力向上を図ります。	児童生徒支援課	放課後自習広場として小学校14校で実施。学びの教室として、6会場で実施	放課後自習広場として小学校14校で実施。学びの教室として6会場で実施。		放課後自習広場として小学校14校で実施。学びの教室として6会場で実施。	3-③ 放課後児童健全育成・放課後子ども教室	1 子どもの貧困対策 4「草津っ子」育み事業	
		30	国語・英語を中心とした学力向上事業【子・若計画No.17と共通】	児童生徒が基礎基本の確かな学力を身に付けられるよう、漢字、英語に関する検定を実施します。	学校政策推進課	漢字検定 4,076人 英語4技能検定 3,526人	漢字検定 3,526人 英語4技能検定 3,303人	検定当日に、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業があり受検できなかった学校があったため。	漢字検定 4,009人 英語4技能検定 3,484人		4「草津っ子」育み事業	
		31	学校図書館教育の推進	学校図書館の「読書センター」機能および「学習・情報センター」機能を充実させ、読書好き子どもの育成を図るとともに、学校図書館を活用した授業の充実を図ります。	学校政策推進課	市内教員 642人 市内小中学生 11,893人	市内教員 642人 市内小中学生 11,893人		市内教員 651人 市内小中学生 11,549人		4「草津っ子」育み事業	
32	ICTを活用した教育の推進【子・若計画No.19と共通】	液晶型電子黒板やタブレットPC等を活用したICTを活用した教育に取り組み、「草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善を推進します。	学校政策推進課	市内教員 642人 市内小中学生 11,893人	市内教員 642人 市内小中学生 11,893人		市内教員 651人 市内小中学生 11,549人		4「草津っ子」育み事業			
33	「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進【子・若計画No.18と共通】	各小中学校において、独自の教育プロジェクトを企画・実施し、各校の強みを生かした教育を行います。また、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招いて特別授業を行い、学習意欲の向上や進路選択に関わる能力の育成を図ります。	学校政策推進課	受講人数 市内小中学生 11,893人	受講人数 市内小中学生 11,893人		受講人数 市内小中学生 11,549人		4「草津っ子」育み事業			

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策1 子どもの人権を守る環境づくり	34	人権保育・教育の推進【子・若計画No.88と共通】	認定こども園、幼稚園、保育所(園)および小中学校においては、人権保育・教育計画に基づき、一人ひとりの子どもの人権が尊重されるよう保育・教育を推進します。また、職員研修によりスキルアップを目指すとともに保護者への啓発に努めます。	幼児課 児童生徒支援課	人権研修公開保育1回 先進地研修会1回	各施設での人権研修会の実施(2回) 幼児課主催の人権研修(2回) 人権保育公開研究会の実施(1回) 先進地研修会 1回		各施設での人権研修会の実施(2回) 幼児課主催の人権研修(2回) 人権保育公開研究会の実施 1回 先進地研修会 1回			
		35	「子どもの人権110番」強化週間の周知【子・若計画No.25と共通】	法務局が設置する学校でのいじめや児童虐待等、子どもの人権問題を専門に扱う専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課	子どもの人権110番について8月1日号広報に掲載。	子どもの人権110番について8月1日号広報に掲載した。		子どもの人権110番について8月1日号広報に掲載予定。			
		36	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知【子・若計画No.93と共通】	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所啓発については、メールや電話等で啓発活動を行います。		コロナ禍により一部中止となりましたが、草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布を行いました。また、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所啓発については、電話にて啓発活動を行いました。		草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所啓発については、メールや電話等で啓発活動を行います。		
	施策2 虐待防止等要支援児童対策	37	子ども家庭総合支援拠点の設置【子・若計画No.28と共通】	妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行えるよう、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。	家庭児童相談室	支援拠点設置に向けた職員研修等の実施。	支援拠点設置に向けて体制等を整備しました。		支援拠点の設置。			2 児童虐待防止対策
		38	要保護児童対策地域協議会【子・若計画No.75と共通】	関係機関の連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援を行います。	家庭児童相談室	・代表者会議 年2回 ・実務者会議 年12回 ・個別ケース検討会議 随時	・代表者会議 年2回(8/31、2/1) ・実務者会議 年12回(うち2回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため情報共有のみ) ・個別ケース検討会議 203回	4・5月開催予定であった実務者会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため情報共有のみを行いました。	・代表者会議 年2回 ・実務者会議 年12回 ・個別ケース検討会議 随時	3-⑨ 要保護児童等支援	2 児童虐待防止対策	
		39	家庭児童相談体制の充【子・若計画No.29と共通】	育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、家庭や児童にかかる相談に応じる体制を充実させます。	家庭児童相談室	・児童虐待担当者向け研修への積極的な参加	・相談業務の体制強化のため、社会福祉士・保健師を配置 ・県主催の研修に参加		・相談業務の体制強化 ・児童虐待防止担当者向け研修への積極的な参加	3-⑨ 要保護児童等支援	2 児童虐待防止対策	
		40	児童虐待防止に関する啓発の推進【子・若計画No.76と共通】	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施するとともに、市民・関係機関の研修機会を提供します。	家庭児童相談室	・広報紙、ホームページ等を活用した児童虐待防止啓発 ・保護者向け子育て講座、児童虐待防止啓発研修の実施等	・オレンジリボン運動について応援動画を通じて啓発 ・広報くさつ11月号に児童虐待防止啓発のための特集記事掲載 ・市内公共施設に虐待防止啓発ポスターの掲出、リーフレット設置 ・JR草津駅、南草津駅前デッキに啓発横断幕・のぼり旗の設置 ・市民課前行政掲示板への記事掲載 ・JR南草津駅前電光掲示板、デジタルサイネージへの啓発動画掲載 ・庁内放送での児童虐待防止啓発 ・図書館において啓発パネル等の展示 ・FMくさつ「児童虐待防止」をテーマに番組放送 ・児童虐待防止啓発研修の開催(3/24) ・CAP研修の実施(4回、延べ74人参加) ・CSP幼児版基礎講座の実施(保育士等4人受講) ・CSP保護者向け連続講座の実施(7回1コース、延べ7人受講) ・CSPペアレントサポート講座の実施(5回、延べ7人受講)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、児童福祉月間、児童虐待防止推進月間における街頭啓発は中止。	・広報誌、ホームページ等を活用した児童虐待防止啓発 ・保護者向け子育て連続講座、職員向け児童虐待防止啓発研修の実施等		2 児童虐待防止対策	
		41	養育支援ヘルパー派遣【子・若計画No.77と共通】	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対して家事育児のヘルパーを派遣します。	家庭児童相談室	・養育支援ヘルパーの派遣 840時間	・養育支援ヘルパーの派遣 282時間	転出や措置入所等により、利用者が前年の半数ほどになり、実績値は計画値を大幅に下回りました。	・養育支援ヘルパーの派遣 816時間	3-⑨ 要保護児童等支援	2 児童虐待防止対策	
		42	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の充実【子・若計画No.78と共通】	短期入所生活援助(ショートステイ)では、保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。夜間養護(トワイライトステイ)では、保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めるとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。	家庭児童相談室	・ショートステイ 延べ26日 ・トワイライトステイ 延べ166日 計192日	・ショートステイ 延べ42日 ・トワイライトステイ 延べ79日 計121日	継続利用者の減少等により、実績値が計画値を下回った。また前年度はトワイライトステイの利用が多く、前年度の実績値と比べても利用は減少しています。	・ショートステイ 延べ51日 ・トワイライトステイ 延べ133日 計184日	3-⑦ 子育て短期支援	1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策2 虐待防止等要支援児童対策	43	養育支援訪問事業【子・若計画No.79と共通】	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について、出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。 定期的に保健師間での協議やケース検討等を行い、家庭児童相談室と連携して必要な時期に適切な支援ができるよう取り組みます。	子育て相談センター	訪問件数 184件	訪問件数 199件		訪問件数 197件	3-① 乳幼児訪問	1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策
		44	児童育成クラブの障害のある子どもの利用【子・若計画No.45と共通】	児童育成クラブでの障害のある子どもへの対応を行います。	子ども・若者政策課	入会人数 50人	入会人数 56人		入会人数 65人		3 障害のある子どもへの支援
		45	特別児童扶養手当【子・若計画No.46と共通】	20歳未満の身体または精神に中度以上の障害のある児童を監護、養育している父母等に手当を支給します。	子ども家庭課	対象者数 249人（支給停止者含）	対象者数 241人（支給停止者含）	申請者が減少したため。	対象者数 246人（支給停止者含）		3 障害のある子どもへの支援
		46	障害のある子どもへのファミリー・サポート・センター利用助成【子・若計画No.48と共通】	障害のある子どもが利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。また、助成制度の周知に努めます。	子育て相談センター	利用件数 246件	利用件数 164件	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言の発出により、保育園（所）や学童、習い事等が休業になったため。	利用件数 242件		3 障害のある子どもへの支援 4 「草津っ子」育み事業
		47	訪問時・健診時・相談支援事業時等の言語通訳・手話通訳者派遣	各種訪問事業や健診実施時、相談支援事業時等、外国につながる家庭や聴覚障害のある子ども・保護者が適切に支援を受けることができるよう、言語通訳者や手話通訳者を派遣します。（すこやか訪問、産後ケア事業、総合相談、養育支援訪問、乳幼児健診、離乳食レストラン、湖の子園運営事業、相談支援事業、給付事業）	子育て相談センター 発達支援センター	【発達支援センター】 湖の子園運営事業や相談支援事業等を実施する際、必要に応じて言語通訳や手話通訳を利用し対応にあたります。 【子育て相談センター】 各種訪問事業や健診実施時、相談支援事業時等、外国につながる家庭や聴覚障害のある子ども・保護者が適切に支援を受けることができるよう、言語通訳者や手話通訳者を派遣します。	【発達支援センター】 言語通訳：1件 手話通訳：1件 【子育て相談センター】 すこやか訪問：2件 乳幼児健診：7件 養育支援訪問：【手話通訳】 乳幼児健診：2件 【要約筆記】 乳幼児健診：2件		【発達支援センター】 湖の子園運営事業や相談支援事業等を実施する際、必要に応じて言語通訳や手話通訳を利用し対応にあたります。 【子育て相談センター】 各種訪問事業や健診実施時、相談支援事業時等、外国につながる家庭や聴覚障害のある子ども・保護者が適切に支援を受けることができるよう、言語通訳者や手話通訳者を派遣します。		
		48	障害、発達支援等に関する相談・支援事業【子・若計画No.31と共通】	障害の早期発見・早期支援につなげるため、発達相談、巡回相談、5歳児相談等を実施します。 また、各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	発達支援センター	関係機関と連携し、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 発達相談 391人 巡回相談 55人 5歳相談 43人 小・中・高の相談 826人 成人期の相談 128人	発達相談 471人 巡回相談 81人 5歳相談 47人 小・中・高の相談 565人 成人期の相談 110人	コロナ禍において学校等の休業や活動自粛が行われ、相談ニーズの把握や相談につながる機会が減少したためと考えられます。 また、学齢期の計画相談を民間事業所へ移行したことも学齢期の相談数の減少の要因となっています。	関係機関と連携し、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 発達相談 480人 巡回相談 82人 5歳相談 45人 小・中・高の相談 588人 成人期の相談 132人		2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援
		49	湖の子園の充実【子・若計画No.49と共通】	発達支援センター「湖の子園」を中心に、民間事業所や関係機関と連携し、地域における早期療育、早期支援の体制を整備します。	発達支援センター	子どもの発達や障害に応じた早期療育とその家族支援を行うために、通所支援「湖の子園」の機能強化に向けた取り組みを進めます。 通所支援（湖の子園）利用者数 35人 親子体験通園教室の利用者数 10人	通所支援（湖の子園）利用者数 37人 親子体験通園教室の利用者数 19人		子どもの発達や障害に応じた早期療育とその家族支援を行うために、通所支援「湖の子園」の機能強化を図ります。 通所支援（湖の子園）利用者数 45人 親子体験通園教室の利用者数 20人 就学前教育・保育施設への専門相談研修 2回		2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援
		50	障害児福祉サービスの推進【子・若計画No.42、43、50～55と共通】	障害のある子どもの生活能力を向上させるための訓練や日中における活動の場を提供することで、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後の居場所の提供や家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。 また、保育所（園）等を利用中の障害のある児童や保育所等の保育教諭等に対し集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等支援を行います。	発達支援センター 障害福祉課	【発達支援センター】 障害のある子どもに対して、障害児通所給付費を支給し、発達支援を提供します。 放課後等デイサービス 365人 児童発達支援 69人 医療型児童発達支援 5人 保育所等訪問支援 22人 障害児相談支援 467人 居宅訪問型児童発達支援 6人 【障害福祉課】 移動支援（18歳未満の利用者）16人	【発達支援センター】 放課後等デイサービス 356人 児童発達支援 118人 医療型児童発達支援 3人 保育所等訪問支援 24人 居宅訪問型児童発達支援 0人 障害児相談支援 321人 【障害福祉課】 移動支援（18歳未満の利用者）13人	【発達支援センター】 医療型児童発達支援については、市内に医療的ケアを必要とする重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所があり、受け皿となっているためと考えられます。 居宅訪問型児童発達支援については、重い障害のある子どもに対する支援制度の周知および実態や支援ニーズの把握が不足していると考えられます。 【障害福祉課】 移動支援：利用者が減少したため。	【発達支援センター】 放課後等デイサービス 189人 児童発達支援 5人 保育所等訪問支援 23人 居宅訪問型児童発達支援 2人 障害児相談支援 386人 【障害福祉課】 移動支援 16人		2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援
		51	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等において、障害児保育（特別支援教育）を実施し、障害のある子どもに対する適切な支援を充実させる保育体制の強化を図り、インクルーシブ教育・保育の充実を促進します。	幼児課	人権研修1回 特別支援コーディネーター会議 障害児保育検討会3回	幼児課主催の人権研修1回 障害児保育1回 特別支援コーディネーター会議 障害児保育検討会2回		幼児課主催人権研修1回 特別支援教育研修1回 特別支援コーディネーター会議 障害児保育検討会2回		3 障害のある子どもへの支援
		52	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修の充実を図ります。	幼児課	幼児課主催研修1回（公私立）	幼児課主催研修1回（公私立）		幼児課主催研修1回（公私立）		3 障害のある子どもへの支援

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外		
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策3 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援	53	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での外国につながる子どもへの支援の充実	外国につながる子どもや保護者のニーズに対応できる支援の充実を図ります。	幼児課	多言語翻訳サービスモデル実施2園（所）	研修会の実施 「外国につながる子どもへの支援について」 多言語翻訳サービスの実施（玉川こども園・第三保育所）		研修会の実施 多言語翻訳サービスの実施（玉川こども園・第三保育所・笠縫こども園）				
		54	医療的ケア支援員配置事業【子・若計画No.58と共通】	公立就学前教育・保育施設、小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置し、就学前教育・保育施設、学校での医療的ケアを行います。	幼児課 児童生徒支援課	【児童生徒支援課】 5小学校（児童6名）に5人配置 【幼児課】看護師配置 4人 【幼児課】医療的看護師4人配置（3園）	【児童生徒支援課】 5小学校（児童6名）に5人配置 【幼児課】看護師配置 4人 ※草津中央おひさまこども園2人、玉川こども園1人、矢倉幼稚園1人		【児童生徒支援課】 6小学校（児童7名）に6人配置 【幼児課】看護師配置 4人 ※草津中央おひさまこども園2人、矢橋ふたばこども園1人、矢倉幼稚園1人		3 障害のある子どもへの支援		
		55	障害児福祉手当【子・若計画No.47と共通】	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し日常生活において常時の介護を必要とする者に手当を支給します。	障害福祉課	利用者104人	利用者94人	新規申請数が減少したため。	利用者104人			3 障害のある子どもへの支援	
		56	心身障害児の医療費助【子・若計画No.44と共通】	心身障害児の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課	見込助成件数48、483件	実績助成件数42、841件	新型コロナウイルスの影響により、病院での受診が減少したと考えられるため。	見込助成件数47、197件			3 障害のある子どもへの支援	
		57	インクルーシブサポーターの配置【子・若計画No.59と共通】	重度の障害がある児童生徒が地域の学校へ通えるよう、必要な学校に人員を配置し、特別支援学級の運営を支援します。	児童生徒支援課	4小学校に4人を配置	4小学校に4人を配置		4小学校に4人を配置			3 障害のある子どもへの支援	
		58	外国人児童生徒等への相談補助事業	学校等からの依頼に基づき、外国人児童生徒、保護者への通訳・翻訳支援を実施します。	児童生徒支援課	通訳業務・翻訳業務	通訳業務・翻訳業務		通訳業務・翻訳業務				
		59	児童向け外国語資料の収集・提供	英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等多言語の絵本の収集と提供を行います。	図書館	引き続き多言語の絵本の収集と提供を行います。	実績20冊		引き続き多言語絵本の収集と提供を行います。				
	施策4 安全安心な子どもの生活環境の整備	60	赤ちゃんの駅	授乳スペースやおむつ替えベッド等を備えた施設である「赤ちゃんの駅」の設置を促進するとともに、さらなる周知を推進します。 また、「赤ちゃんの駅」に登録のある保育士・栄養士を派遣し、育児栄養相談会等の開催を支援します。	子育て相談センター	相談会等開催支援回数 22回	相談会等開催支援回数 16回	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言の発出に伴い、実施予定施設が休館したため。	相談会等開催支援回数 32回				
		61	認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実	県教育委員会や消防署、関係機関の協力の下、火災・地震・災害等の防災、不審者対応、救命救急等の各種マニュアルを活用し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。	幼児課 スポーツ保健課 学校教育課	随時実施（避難訓練・防犯訓練） 新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、引き続き実施予定です。県教育委員会や消防署、関係機関の協力の下、火災・地震・災害等の防災、不審者対応、救命救急等の各種マニュアルを活用し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。	各施設で随時実施（避難訓練、防犯訓練）		各施設で随時実施（避難訓練、防犯訓練） 各マニュアルの見直しによる危機管理体制の充実				
		62	防犯灯や防犯カメラの整備等犯罪の起こりにくい環境整備の推進【子・若計画No.90と共通】	防犯灯、防犯カメラ等の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。	危機管理課	防犯灯設置：各学区での要望14箇所、町内会要望先着14灯を補助金での対応 防犯カメラ設置：各学区で取りまとめ14箇所の設置予定	防犯灯設置：各学区からの要望箇所9箇所設置、町内会要望14灯について設置補助金を交付した。 防犯カメラ設置：各学区で取りまとめ14箇所について設置補助金を交付した。	各学区の防犯灯設置について、要望箇所が9箇所であったため。	防犯灯設置：各学区での要望14箇所、町内会要望先着14灯を補助金での対応 防犯カメラ設置：各学区で取りまとめ14箇所の設置予定				
		63	交通安全教育の推進	悲惨な交通事故に遭わないために、児童や幼児自らが交通ルールを理解し、実践できるように交通安全教室を開催します。	交通政策課	開催回数50回 （申請ベースでの回数となるため、年度によって変動。内訳は現段階では未定）	23回実施 （幼稚園・保育園等 20回、小学校 2回、高齢者団体 1回）	小学校・幼稚園等からは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、小学校等で休校期間が発生したため、カリキュラム等の都合で開催依頼できなかったため。	開催回数50回 （申請ベースでの回数となるため、年度によって変動。内訳は現段階では未定）				
		64	自転車安全安心利用教室（スケアードストレート方式等）の開催	プロのスタントマンによるスケアードストレート方式（交通事故再現）等の自転車安全安心利用教室を開催し、中学生等に交通ルールや自転車の安全利用について啓発します。	交通政策課	開催回数3回程度 （市内中学校や市民対象に実施予定）	2回実施 （2中学校で実施）	実施予定だった中学校1校について、グラウンドの排水工事を実施しており、工事終了後も車両の進入を禁止してほしいと業者から依頼があったことを受け、当該中学校から実施辞退の申し入れがあったため。	開催回数2回 （市内中学校で実施予定）				
		65	通行者の安全確保のための歩道整備	通行者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道の整備に努めます。また、草津市バリアフリー基本構想に則り、草津駅周辺歩道のバリアフリー化を進めます。	道路課	西渋川南9号線の歩道について歩道改良工事（L=350m）を行う。	西渋川南9号線の歩道について歩道改良工事（L=350m）を行った。		西渋川南3号線の歩道について歩道改良工事のための詳細設計業務を行う。				
		66	公園の良好な維持管理	市内の公園について、子どもや子育て世帯を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検等の維持管理を行います。	公園緑地課	児童公園等維持管理業務委託 児童公園・遊園再整備事業 5箇所	児童公園等維持管理業務委託の実施 児童公園・遊園再整備事業 9箇所 （矢橋公園、新浜尺迦野第二児童遊園、新浜尺迦野第三児童遊園、鳩ヶ森・よし池児童遊園、師子舞谷児童公園、山寺瀬畑児童遊園、草津駒坂児童遊園、上笠公園、はさま公園）		児童公園等維持管理業務委託の実施 児童公園・遊園再整備事業 7箇所				

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策4 安全安心な子どもの生活環境の整備	67	子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	くさつシティアリーナについて、子どもから大人まで誰もが気軽に利用できるスポーツ施設としての機能に加えて、プロスポーツの試合やイベント等の開催を計画していきます。また、既に供用を開始している草津川跡地公園（区間2・区間5）について、誰もが今後も継続して利用できる公園として、さらなるにぎわいの創出に向けて積極的に取り組んでいきます。	草津川跡地整備課 公園緑地課	くさつシティアリーナにおいて、プロスポーツの試合やイベント等を開催予定。草津川跡地公園において、指定管理者等主催のイベント等を実施予定。	新型コロナウイルス感染症の影響により、くさつシティアリーナで予定していた大規模事業が中止となる中、必要な感染症対策を実施のうえ、プロバスケットボールの試合や各種イベントを開催。 草津川跡地公園において、必要な感染症対策を実施のうえ、ガーデンピクニックなどの指定管理者等主催のイベントを実施。		くさつシティアリーナにおいて、プロスポーツの試合やイベント等を開催予定。草津川跡地公園において、指定管理者等主催のイベント等を実施予定。		4「草津っ子」育み事業	
		68	通学路の安全対策の実施	スクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。	スポーツ保健課	引き続きスクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。	スクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みました。		引き続きスクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。			
	施策5 子育ての経済的負担の軽減	69	児童手当	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童を養育する家庭について児童手当を支給します。	子ども家庭課	延べ児童数 232,175人	延べ児童数 231,925人	申請者が減少したため。	延べ人数 233,752人			
		70	認定こども園、幼稚園および保育所（園）の保育料軽減	幼児教育・保育無償化の対象外となる児童に対し、引き続き国の基準を下回る保育料を継続していきます。	幼児課	実施予定1,591人	1,549人	世帯収入360万円以上480万円未満相当の世帯に属する子どもが想定よりも少し少なかったため。	1,602人			
		71	乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課	見込助成件数185,868件	実績助成件数118,319件	新型コロナウイルスの影響により、病院での受診が減少したと考えられるため。	見込助成件数197,455件			
		72	小中学生医療費の助成	小中学生の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課	・見込助成件数 121件 （小学4年生～中学3年生の入院医療費の助成） ・見込助成件数54,340件 （小学1～3年生の医療費の助成） ・小学生以上の助成については市が単独で行っているが、全国的には都道府県単位で助成制度を設けているところもあることから、県に対して制度創設を働きかけます。	・実績助成件数78件 （小学4年生～中学3年生の入院医療費の助成） ・実績助成件数41,463件 （小学1～3年生の通院に係る医療費の助成件数）	新型コロナウイルスの影響により、病院での受診が減少したと考えられるため。	・見込助成件数223件 （小学4年生～中学3年生の入院医療費の助成） ・見込助成件数51,861件			
	施策6 子どもの貧困対策	73	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【子・若計画No.64と共通】	ひとり親家庭の親および子どもの自立のため、高卒認定試験合格のための対象講座を親や子が受講し、修了した場合および高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講料の一部を支給します。	子ども家庭課	受給者数 2人	受給者数 0人	見込より申請者がいなかったため。	受給者数 2人			1子どもの貧困対策
		74	母子・父子・専婦福祉資金貸付事業【子・若計画No.65と共通】	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を図るため、また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、子どもの進学・修学資金や、ひとり親家庭の生活資金等の貸付を行います。	子ども家庭課	貸付件数 125件	貸付件数 112件	他制度の利用等により、貸付の申込者が減少したため。	貸付件数 117件			1子どもの貧困対策
		75	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）【子・若計画No.66と共通】	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図ります。	子ども家庭課 人とくらしのサポートセンター	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図ります。	ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」を提供し、基本的な生活習慣の習得支援、食事の提供を行い、子どもの居場所づくりを行いました。 実施箇所 2か所 参加児童数 13人		貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図ります。 実施箇所 2か所			1子どもの貧困対策
		76	教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業	特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用（教材費、行事費、給食費等）について、低所得世帯等の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。	幼児課	給付予定73件	37件給付	申請者が少なく、対象に該当する者が少なかったため。	96件給付予定	3-⑬ 実費徴収		1子どもの貧困対策
77		生活困窮者自立支援事業【子・若計画No.60と共通】	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	人とくらしのサポートセンター	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行いました。 生活困窮者自立相談 1,027件（実件数）		経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。			1子どもの貧困対策	
78	生活保護制度における教育扶助【子・若計画No.61と共通】	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。	生活支援課	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給しました。		生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。				1子どもの貧困対策	
79	生活保護世帯の子どもの大学等進学支援【子・若計画No.61と共通】	生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額を講じます。	生活支援課	生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額を講じます。	生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額を講じました。		生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額を講じます。			1子どもの貧困対策		

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	施策6 子どもの貧困対策	80	生活保護制度における入学準備金【子・若計画No.61と共通】	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。	生活支援課	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給しました。		生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。		1 子どもの貧困対策
		81	子育て世帯への公営住宅の供給【子・若計画No.72と共通】	公営住宅の募集において、母子世帯、多子世帯等の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用することで、公営住宅への入居を支援します。	住宅課	公営住宅の募集において、一人親世帯、多子世帯の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用し公営住宅への入居を支援します。	令和2年度8月および2月に実施した公営住宅の募集において、一人親世帯、多子世帯の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用し公営住宅への入居を支援しました。		公営住宅の募集において、一人親世帯、多子世帯の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用し公営住宅への入居を支援します。		1 子どもの貧困対策
		82	就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の就学に要する費用の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を進めます。	学校教育課	対象となる児童生徒数872人	支給人数 887人 計画通りに就学に要する費用の援助を行い、義務教育の円滑な実施が進められました。		対象となる児童生徒数867人 引き続き、保護者に対して、事業の周知に努めます。		1 子どもの貧困対策
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	施策1 結婚・妊娠・出産期からの切れ目のない支援	83	結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタート時に必要な新居の購入や賃貸、引越しにかかる費用を補助します。	子ども・若者政策課	申請件数 10件 補助金(上限額) 300千円 予算 3,000千円	申請件数 18件 補助金(上限額) 300千円 実績額 5,263千円		申請件数 30件 補助金(上限額) 29歳以下:60万円、 39歳以下:30万円 予算 16,200千円		
		84	妊婦健診費の助成	妊婦健診を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるようにします。	子育て相談センター	妊婦健診受診券発行者数(見込み) 1,255人	妊婦健診受診券発行者数 1,267人		妊婦健診受診券発行者数 1,270人	3-⑩ 妊婦健診	
		85	すこやか訪問の推進	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師が保健師が訪問し、育児への助言等を行い、不安の軽減を図ります。また、育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。	子育て相談センター	訪問件数 1,219件	訪問件数 1,033件	令和2年度はコロナの感染を心配し訪問を断る産婦が多かったため。	コロナの感染予防に努めながら訪問を実施し、育児への助言等を行い、不安の軽減を図ります。また、育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。 訪問件数 1,300件	3-① 乳幼児訪問	1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援 4 「草津っ子」育み事業
		86	子育て相談センターでの相談の実施【子・若計画No.30と共通】	妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。また、継続支援が必要な場合は関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て相談センター	妊娠届出者数見込(転入者含む) 1,324人 相談延べ件数(見込み) 906件	妊娠届出者数(転入者含む) 1,270人 相談延べ件数(見込み) 956件	妊娠届出時相談については、全国的に少子化の傾向にあり、本市も同様に自然減の傾向にあると推察されます。	妊娠届出者数見込み(転入者含む) 1,190人 相談延べ件数(見込み) 1,086件		1 子どもの貧困対策
		87	産前・産後サポート(産後電話相談事業)事業の実施	産後1か月頃までの産婦に電話相談を行い、産婦の心身の状態、育児状況を確認し、様々な不安や悩みを聞き、助言を行うことで、不安の軽減を図ります。また、育児不安が強い等支援を必要とする人を早期に発見し、産後ケア事業等適切なサービスにつなぎ、継続して支援します。	子育て相談センター	電話対象者の95%以上の電話相談を実施します。	実施率:99.1%		電話対象者の95%以上の電話相談を実施します。		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策
		88	産後ケア事業の実施	産後(生後)4か月未満の産婦および乳児で、家族等から十分な支援が受けられず、①産婦に心身の不調がある、または、②産婦に育児不安がある人に、医療機関での宿泊サービスや助産師による訪問サービスを提供し、産婦の心身のケア、育児相談・助言等を行います。	子育て相談センター	産後電話相談等で育児不安が強い人などを早期に把握し、産後ケア事業利用へとつなげます。	宿泊サービス:実人数10人、利用日数33日 訪問サービス:実人数1人、利用日数4日		産後電話相談等で育児不安が強い人などを早期に把握し、産後ケア事業利用へとつなげます。		1 子どもの貧困対策
		89	マタニティマークの普及啓発	妊娠届時に妊婦に対してマーク利用の推進、周囲への周知・啓発をすることにより、妊婦が安心して外出できるように支援します。	子育て相談センター	妊娠届出時のチェーンホルダーの配付、ポスターやHP等での周知により、マタニティマークの普及啓発に努めます。	妊娠届出時にチェーンホルダーの配付、ポスターやHP、広報の特集記事での啓発、ポケットティッシュを作成し、関係機関に配付しました。		妊娠届出時のチェーンホルダーの配付、ポスターやHP等での周知によりマタニティマークの普及啓発に努めます。		
		90	ベビーカーマークの普及啓発	ベビーカーマークの普及啓発により、安心して子どもを産み、子育てできるあたたかいまちづくりを推進します。	子育て相談センター	啓発品を作成、配布することにより、ベビーカーマークの普及啓発に努めます。	啓発品を作成、配布することにより、ベビーカーマークの普及啓発に努めました。		啓発品を作成、配布することにより、ベビーカーマークの普及啓発に努めます。		
		91	出産一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産した被保険者に対し出産育児一時金を支給します。	保険年金課	見込支給件数 115件	支給件数 66件	各月の出産数にばらつきがあり、見込件数を下回る結果となりました。	見込支給件数 98件		
		施策2 子どもと家庭の健康な生活の支援		92	多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業【子・若計画No.74と共通】	多胎児を妊娠した時から産後1歳までの多胎児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、関係部署と連携し、対象者への制度周知を行い、必要な支援につなげます。	子ども家庭課	ヘルパー派遣事業 510時間	ヘルパー派遣事業 407.5時間	家庭の状況により、利用希望にばらつきがあるため。	ヘルパー派遣事業 791時間
93	草津っ子サポート事業【子・若計画No.5と共通】			1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	子ども家庭課	ヘルパー派遣事業 283時間	ヘルパー派遣事業 172時間	家庭の状況により、利用希望にばらつきがあるため。	ヘルパー派遣事業 276時間		

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する 仕組みづくり	施策2 子どもと家庭の 健康な生活の支援	94	乳幼児健診の実施	子どもの健全な育成、健康増進を図るため、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健診を実施します。また、未受診児については、電話・訪問等で受診勧奨を行います。	子育て相談センター	未受診者把握・受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。	各健診の受診率 4か月児健診（個別）：98.1％ 10か月児健診：93.7％ 1歳6か月児健診：95.1％ 2歳6か月児健診：91.0％ 3歳6か月児健診：91.1％	R2年度受診率は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の影響により集団健診においてはR1年度よりも減少したが、健診未受診者に対しては、電話や訪問等で状況把握に努めました。	未受診者把握・受診勧奨を行い、受診率の向上を図る。また、未受診者についても電話や訪問、関係機関との連携により状況把握に努めます。		2 児童虐待防止対策 3 障害のある子どもへの支援	
		95	離乳食レストランの充実	4～10か月の乳児を育児している者が離乳食の進め方を習得することと、親同士が交流を持ち、育児不安を解消することを目的に実施します。	子育て相談センター	開催回数 15回予定 (調理の見学・質問対応等)	全15回実施		21回実施予定		4「草津っ子」育み事業	
		96	家庭訪問における相談の実施	保健師が訪問にて養育等の指導・助言を行います。必要に応じて、栄養士や歯科衛生士、心理判定員等の専門職と連携します。	子育て相談センター	相談・支援の必要な家庭を訪問し、指導・助言を行います。	相談、支援の必要な乳幼児の家庭を訪問し、指導助言を行いました。保健師訪問件数は実219件、延べ345件。		電話や健診後訪問支援が必要なケースには、専門職と連携しよりきめ細やかな支援ができるように繋げていきます。		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	
		97	子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供	子どもの事故防止のため、保健センター内の掲示や、すこやか手帳交付時、乳幼児健診時にチラシ等を配布し、情報提供を行います。	子育て相談センター	すこやか手帳交付時や乳幼児健診等でチラシを配布します。	すこやか手帳交付時や乳幼児健診で子どもの事故防止のパンフレットやリーフレットを配布し、事故防止の啓発を行いました。		すこやか手帳交付時や乳幼児健診等でチラシを配布し、子どもの事故防止について啓発を行います。			
		98	たばこ対策事業	母子手帳交付時やすこやか訪問、各乳幼児健診時に、喫煙している保護者等に対し、チラシやDVDを活用して妊娠中の喫煙リスク等を周知し、禁煙啓発を実施します。	子育て相談センター	妊産婦やパートナー、乳幼児の保護者に対し啓発用品を配付し、乳幼児健診の待ち時間にはDVD視聴を行い、禁煙に関する啓発を行います。	妊産婦やパートナー、乳幼児の保護者に対し啓発用品を配付し、乳幼児健診の待ち時間にはDVD視聴を行い、禁煙に関する啓発を行いました。		妊産婦やパートナー、乳幼児の保護者に対し啓発用品を配付し、禁煙や受動喫煙防止に関する啓発や情報提供を行う。			
		99	公立認定こども園、幼稚園および保育所や学校、就学時の健康診断の実施	公立認定こども園、幼稚園および保育所や学校に在籍する幼児・児童・生徒や、次年度に小学校に入学する新1年生を対象に、健康の保持増進を図るため、健康診断を実施します。	幼児課 スポーツ保健課	随時実施 引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、公立認定こども園、幼稚園および保育所や学校に在籍する幼児・児童・生徒や、次年度に小学校に入学する新1年生を対象に、健康の保持増進を図るため、健康診断を実施します。	園児の健康を保持するため、健康診断を実施。 (新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、健康診断の実施時期を遅らせて実施しました。)		定期健康診断の実施（内科検診、歯科検診）			
		100	市内小児科医療機関の情報提供	インターネットサイト「医療ネット滋賀」内で診療が受けられる医療機関を24時間お知らせします。	健康増進課	広報くさつ、市HP、さわやか保健だよりにより救急医療に関する情報提供を行います。	広報くさつ、市HP、さわやか健康だよりにより救急医療の情報提供を行いました。また、診療が受けられる医療機関を24時間お知らせすることを目的に県が運営されるインターネットサイト「医療ネット滋賀」の運営費を一部負担しました。		広報くさつ、市HP、さわやか健康だよりにより救急医療に関する情報提供を行います。また、診療が受けられる医療機関を24時間お知らせすることを目的に県が運営されるインターネットサイト「医療ネット滋賀」の運営費を一部負担します。			
		101	予防接種の実施	各種感染性疾患の感染予防、発症予防、重症化予防、まん延予防のため、定期接種の実施および接種勧奨を行い、接種率の維持を目指します。	健康増進課	医療機関において個別に定期予防接種を実施します。接種忘れの多い予防接種について未接種者に個別勧奨通知を行います。	医療機関において個別に定期予防接種を実施しました。接種忘れの多い予防接種について未接種者に個別勧奨通知を行いました。		医療機関において個別に定期予防接種を実施します。また、接種忘れの多い予防接種について未接種者に個別勧奨通知を行います。			
		102	小学校体力向上プロジェクト事業	児童の体力向上に向けて、効果の高い短時間運動プログラムやダンス教室を実施します。	スポーツ保健課	新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、引き続き実施予定です。短時間運動プログラムは、体育の授業内容に関連したプログラムを選択し、ダンス教室は草津市のホームページに掲載しているダンス動画と同じ内容で実施します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、実施しました。短時間運動プログラムは、体育の授業内容に関連したプログラムを選択し、ダンス教室は草津市のホームページに掲載しているダンス動画と同じ内容で実施しました。		ダンス教室は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施予定です。また、令和2年度末に作成した「小学校体育草津市モデル」ファイルの各学校での活用を促すとともに、引き続き、プログラムの充実を図ります。		4「草津っ子」育み事業	
		103	中学校体力向上プロジェクト事業	中学生の運動中のけがを防ぐために、正しい筋肉の使い方やトレーニングの方法、けがをしなないための取組、けがをしたときの正しい応急処置、治療の仕方等を学ぶための傷害予防講習会を実施します。	スポーツ保健課	新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、引き続き実施予定です。生徒が1人でできるトレーニングを中心に、スポーツ傷害予防への意識をより高めていくための講義と実技を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、実施しました。生徒が1人でできるトレーニングを中心に、スポーツ傷害予防への意識をより高めていくための講義と実技を行いました。		新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施予定です。生徒が1人でできるトレーニングを中心に、スポーツ傷害予防への意識をより高めていくための講義と実技を行います。		4「草津っ子」育み事業	
	104	ジュニアスポーツフェスティバルの開催	立命館大学等の協力の下運営している、市内の小学6年生全員参加によるスポーツイベント「ジュニアスポーツフェスティバル」について、関連機関と連携して実施します。	スポーツ保健課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、立命館大学と調整しながら、各学校での開催に変更して実施予定です。	新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送り、プロアスリートを各校に招聘したアスリート交流事業を代替実施しました。		新型コロナウイルス感染症の影響によりジュニアスポーツフェスティバルの開催を見送り、代替事業として、プロアスリートおよび大学生を各小学校に招聘し、スポーツ体験教室を実施予定です。		4「草津っ子」育み事業		
		施策3 健康な心身を育てる食育の推進 施策	105	栄養相談の実施	市民を対象に、乳幼児健診の機会や電話・訪問等による栄養や食生活に関する相談を実施します。	子育て相談センター	継続して乳幼児健診や電話・訪問等での栄養相談を実施します。	栄養士による栄養相談実施件数 乳幼児健診：1,032件 電話相談：145件 訪問：4件 来所相談：37件 経過観察：30件		継続して乳幼児健診や電話・訪問等での栄養相談を実施します。		4「草津っ子」育み事業

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	施策3 健康な心身を育てる食育の推進施策	106	認定こども園、幼稚園および保育所(園)での食育の推進【子・若計画No.11と共通】	健康を支える「食」への子どもたちの関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等により、保育教諭等のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課	幼児課主催研修1回(公私立)	食育推進会議(毎月) 幼児課主催研修1回(公私立) 毎月19日を「食育の日」と定めて、地産地消の給食献立を実施 「だしの日」の取組(公私立) 各施設で天然だしを取り入れた給食献立を実施した。(和食の日11月24日)		食育推進会議(毎月) 幼児課主催研修1回(公私立) 「食育の日」毎月19日 「だしの日」の取組(公私立) 各施設で天然だしを取り入れた給食献立を実施する。		4「草津っ子」育み事業	
		107	地域での食育の推進【子・若計画No.9と共通】	地域での実践活動の場において、栄養や食生活の正しい知識の普及推進を図ります。	健康増進課	草津市健康推進員連絡協議会と連携し、地域に根付いた食育の取組を推進していきます。	草津市健康推進員連絡協議会へ食育推進事業を委託し、食育のチラシ配布やバランスのよい食事について話をする等学習会を開催し、啓発を実施しました。		新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、草津市健康推進員連絡協議会と連携し、地域に根付いた食育の取組を推進していきます。		4「草津っ子」育み事業	
		108	小学校での食に関する指導	市内14小学校の2年生、3年生を対象に、食や栄養に関する授業や指導を実施します。	スポーツ保健課(学校給食センター)	市内14小学校の2年生、3年生を対象に、食や栄養に関する授業や指導を実施します。	資料提供としました。	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校の休校により、授業日数の確保等の理由で実施を取りやめ、資料提供としました。	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校の学年閉鎖等が発生しており、授業日数の減少が見込まれることから、今年度も資料提供とします。		4「草津っ子」育み事業	
	施策4 子どもの健全育成	109	非行少年立ち直り支援事業における少年センターの充実【子・若計画No.35と共通】	非行等の問題、様々な悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」での少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	子ども家庭課	相談件数 800件	相談件数 1,054件		相談件数 1,000件			
		110	SNS等インターネットの安全利用の啓発【子・若計画No.92と共通】	SNS等インターネットの安全利用について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭課	講話回数 6回	講話回数 8回		講話回数 6回			
		111	喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進【子・若計画No.36と共通】	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭課	講話回数 6回	講話回数 8回		講話回数 6回			
		112	青少年育成市民会議の事業推進【子・若計画No.80と共通】	青少年の健全育成のために、家庭・学校・地域・関係団体と協力して、各種大会等を開催し、青少年に活躍の場を提供するとともに、大人への啓発活動を図ります。	子ども家庭課	青少年育成大会の開催(年1回) 青少年問題をみんなでトークの開催(年1回)	青少年育成大会の開催(年1回) 青少年問題をみんなでトークの開催(年1回)		青少年の主張発表大会の開催(年1回) 青少年育成大会の開催(年1回) 青少年問題をみんなでトークの開催(年1回)			
		113	やまびこ教育相談室の実施【子・若計画No.37と共通】	学校生活への不安や悩み、不登校(不登校傾向)児童生徒、およびその保護者に対して教育相談や適応指導を行い、学校復帰につなげるための支援をします。また、子どもや保護者への周知を強化し、さらなる利用促進を図ります。	教育研究所	延べ保護者・子ども支援件数 600人 延べ学校支援件数 250人 延べ支援合計件数 850人	延べ保護者・子ども支援件数 589人 延べ学校支援件数 376人 延べ支援合計件数 965人	緊急事態宣言により小中学校が臨時休校となった4月、5月の相談件数が減少したため。	延べ保護者・子ども支援件数 600人 延べ学校支援件数 390人 延べ支援合計件数 990人		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	
		114	不登校児童生徒支援の充実【子・若計画No.38と共通】	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクールリングケアサポーター、およびスクールソーシャルワーカーを学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支援に生かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。	児童生徒支援課	グレードアップ連絡会(全体会2回・小中連携7回) スクールカウンセラー(小学校2校・中学校6校) スクールリングケアサポーター(小学校2校) スクールソーシャルワーカー(市2人・県1人)	グレードアップ連絡会(全体会2回・小中連携7回) スクールカウンセラー(小学校2校・中学校6校) スクールリングケアサポーター(小学校2校) スクールソーシャルワーカー(市2人・県1人)		グレードアップ連絡会(全体会2回・小中連携7回) スクールカウンセラー(小学校2校・中学校6校) スクールリングケアサポーター(小学校2校) スクールソーシャルワーカー(市2人・県1人)		2 児童虐待防止対策	
		115	ことばの教室・通級指導教室の充実【子・若計画No.57と共通】	支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援します。	児童生徒支援課	ことばの教室(2教室) 通級指導教室(4小学校・2中学校)	ことばの教室(2教室) 通級指導教室(4小学校・2中学校)		ことばの教室(2教室) 通級指導教室(5小学校・2中学校)		2 児童虐待防止対策	
		116	学校問題相談支援事業(SSW派遣事業)	不登校やいじめをはじめとする学校不適応行動の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、子どもを取り巻く様々な環境の調整・改善に向け支援を行います。	児童生徒支援課	スクールソーシャルワーカー(市常勤1人・市委託1人・県1人)	スクールソーシャルワーカー(市常勤1人・市委託1人・県1人)		スクールソーシャルワーカー(市常勤1人・市委託1人・県1人)		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	
	目標4 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり	施策1 子育ての仲間づくりの場の提供	117	つどいの広場運営事業	常設の広場を開設し、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいがながら相互に交流を図る場や、気軽に育児相談ができる場を提供します。また、利用者の増加を目指し、つどいの広場の周知および施設への指導を行います。	子育て相談センター	年間延べ利用者数(量の見込)85,821人(確保方策)86,676人(子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろばの合計)	年間延べ利用者数(量の見込)48,569人(確保方策)86,676人(子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろばの合計)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設を4月5月と休館したことや、緊急事態宣言の発令や感染防止の観点から施設利用を控える方がおられたため。	年間延べ利用者数(量の見込)98,602人(確保方策)129,898人(子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろば、ココクル♡ひろばの合計)	2 地域子育て支援拠点	2 児童虐待防止対策 4「草津っ子」育み事業
			118	子育てサークル活動の支援事業	親同士の子育てに関する情報交換や支え合いを促進する場として子育てサークルの育成と活動を支援します。	子育て相談センター	補助金交付団体 39団体	補助金交付団体 30団体	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定どおり事業を実施できなかったサークルがあるため。	補助金交付団体 43団体		4「草津っ子」育み事業
			119	ツインズ・フレンズの充実	ふたご、みつごを育てている家庭や妊婦を対象に交流の場を提供し、ふたご、みつごを育てている家庭同士がつながることのできる環境を整えます。	子育て相談センター	開催回数4回	開催回数3回	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止したため。	開催回数12回(ぼかぼかタウン、ミナクサ☆ひろば、ココクル♡ひろばで各4回開催)		

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標4 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり	施策1 子育ての仲間づくりの場の提供	120	児童館運営事業	民間児童館の創意工夫・柔軟な運営等の特色を生かし、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、児童の健全育成と地域の子育て支援を推進します。	子育て相談センター	1箇所を実施	1箇所を実施		1箇所を実施		4「草津っ子」育み事業	
	施策2 親育ちを支援するサービスの充実	121	妊婦教室	もうすぐママ・パパになる夫婦とその家族が安心して赤ちゃんを迎えられるよう、また、将来育児について相談しあえる友だちづくりのきっかけとなるよう講座を開催します。	子育て相談センター	開催回数6回	開催回数5回	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止したため。	開催回数12回（ぼかぼかタウン、ミナクサ☆ひろば、ココクル♥ひろばで各4回開催）			4「草津っ子」育み事業
		122	ブックスタート事業	生後6か月頃の乳児がいる家庭を保育士が訪問し、育児相談・情報提供を行う「すこやか訪問」実施時に、親子のコミュニケーションづくりのきっかけとして絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行うブックスタート事業の推進に努めます。	子育て相談センター	訪問件数 1,300件	訪問件数 928件	新型コロナウイルス感染症の影響により訪問を遠慮される方がおられたため。	訪問件数 1,300件			4「草津っ子」育み事業
		123	家庭教育に関する学習機会の提供	乳幼児期における子育ての重要性について理解を促進するため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）で保護者向けの子育て研修会や講座を開き、各施設と協働で子どもの豊かな成長・発達を支える環境づくりに努め「家庭教育力」を高めます。	幼児課	研修会を開催（公私立）	各施設において研修会を開催	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により開催回数を減らしたり、開催方法を変更して行った。	各施設において研修会を開催			4「草津っ子」育み事業
		124	家庭教育サポート事業の推進【子・若計画No.13と共通】	子どもたちが、基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を家庭で身に付けることができるよう、参観日や研修会等に保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図ります。また、家庭教育に対して関わる機会の少ない保護者に対する啓発方法について検討します。	生涯学習課	学校での事業実施予定数 2校（2回） 地域での実施1回 家庭読書の啓発や情報モラル等の子育てに関することをテーマに実施し、家庭での教育力向上を図る。 乳幼児検診（1歳6か月）における事業実施 月3回 乳幼児健診の場を活用した「絵本deうちどくサポート広場」を実施し、うちどく（家読）の大切さを啓発します。	オンライン配信講座実施 2回 市内校園への啓発チラシ配布 幼稚園・こども園 720 小学校 2,921 乳幼児検診（1歳6か月）における事業実施 月3回 啓発チラシ配布 384	新型コロナウイルス感染症拡大により、学校ならびに地域での事業実施が見送られたことから、オンラインでの講座配信に変更しました。また、市域全体対象の乳幼児健診での「絵本deうちどくサポート広場」は、絵本の設置ならびに図書館司書による読み聞かせを見送り、啓発チラシの配布と啓発ビデオの放映のみに変更しました。	対面もしくはオンライン配信事業実施 2回 家庭読書の啓発や、情報モラル等の子育てに関するチラシ配布 草津市PTA連絡協議会との共催による、市内施設もしくはオンラインを活用しての研修1回 乳幼児健診（1歳6か月）における事業実施月3回（「絵本deうちどくサポート広場」を実施し、うちどく（家読）の大切さを啓発）			4「草津っ子」育み事業
	施策3 子育て支援ネットワークの推進と情報提供	125	子育て支援センター機能の充実	子育て支援の総合的な拠点として、子育て支援のネットワーク化を推進し、親子が遊びながら交流できる居場所の提供や相談・支援に関する幅広い情報の提供、人材育成、地域における子育て支援を促進します。	子育て相談センター	年間延べ利用者数 （量の見込）85,821人 （確保方策）86,676人 （子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろばの合計）	年間延べ利用者数 （量の見込）48,569人 （確保方策）86,676人 （子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろばの合計）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設を4月5月と休館したことや、緊急事態宣言の発令や感染防止の観点から施設利用を控える方がおられたため。	年間延べ利用者数 （量の見込）98,602人 （確保方策）129,898人 （子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろば、ココクル♥ひろばの合計）	2 地域子育て支援拠点 3 利用者支援	2 児童虐待防止対策 4「草津っ子」育み事業	
		126	地域子育て支援センターの充実	子育ての不安感・負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育所（園）等の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。また、地域子育てセンターを周知し、利用を促進します。	子育て相談センター	年間延べ利用者数 （量の見込）85,821人 （確保方策）86,676人 （子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろばの合計）	年間延べ利用者数 （量の見込）48,569人 （確保方策）86,676人 （子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろばの合計）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設を4月5月と休館したことや、緊急事態宣言の発令や感染防止の観点から施設利用を控える方がおられたため。	年間延べ利用者数 （量の見込）98,602人 （確保方策）129,898人 （子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろば、ココクル♥ひろばの合計）	2 地域子育て支援拠点	2 児童虐待防止対策 4「草津っ子」育み事業	
		127	子育て支援施設の整備	市南部地域の中核拠点となる子育て支援拠点施設として開設した「ミナクサ☆ひろば」で、小学3年生までの子どもとその保護者の交流の場の提供や子育て相談の実施、子育てに関する情報発信等を充実させることで、保護者の子育ての不安解消につなげます。	子育て相談センター	年間延べ利用者数 （量の見込）85,821人 （確保方策）86,676人 （子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろばの合計）	年間延べ利用者数 （量の見込）48,569人 （確保方策）86,676人 （子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろばの合計）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設を4月5月と休館したことや、緊急事態宣言の発令や感染防止の観点から施設利用を控える方がおられたため。	年間延べ利用者数 （量の見込）98,602人 （確保方策）129,898人 （子育て支援センター、地域子育て支援センター、つどいの広場、ミナクサ☆ひろば、ココクル♥ひろばの合計）	2 地域子育て支援拠点 3 利用者支援	4「草津っ子」育み事業	
		128	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドブックの発行や、子育て応援サイト「ぼかぼかタウン」で、子育て関連施設、子育てサークルのイベント情報、子育て豆知識等様々な子育て情報をわかりやすく提供します。	子育て相談センター	子育てガイドブック4,000部 子育て応援サイトおよびアプリの管理・運営	子育てガイドブック4,000部 子育て応援サイトおよびアプリの管理・運営		子育てガイドブック4,000部 子育て応援サイトおよびアプリの管理・運営 おおよび更新			2 児童虐待防止対策 4「草津っ子」育み事業
		129	学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実【子・若計画No.12と共通】	認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、保育教諭等と保護者がともに学ぶ機会を持つことで、子育て支援情報の提供の充実を図ります。	幼児課	学習会を開催（公私立）	啓発紙等の発行	新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での研修会は実施できなかったが、啓発紙等の発行を積極的に行った。	子育て支援研修の実施 啓発紙等の発行			

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標4 子育ての喜びや悩みを分かちあえる環境づくり	施策3 子育て支援ネットワークの推進と情報提供	130	利用者支援事業（保育コンシェルジュ）の実施	子どもおよびその保護者が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供および必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行います。また、コンシェルジュの増員・質の向上を目指します。	幼児課	1名配置	1名配置		1名配置	3-② 利用者支援		
	施策4 ひとり親家庭の自立支援	131	児童育成クラブ保育料の減免【子・若計画No.63と共通】	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子ども・若者政策課	161人	196人		161人			
		132	児童扶養手当【子・若計画No.67と共通】	18歳未満の児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護しているひとり親の父または母や父母に代わり児童を養育している養育者、もしくは父母の一方が重度の障害のある家庭について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課	受給者数 675人	受給者数 662人	申請者が減少したため。	受給者数 667件		1 子どもの貧困対策	
		133	ひとり親家庭相談業務の充実【子・若計画No.68と共通】	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。また、複雑化する課題に対応するため、関係機関とのさらなる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援につなぎます。	子ども家庭課	相談件数 2,138件	相談件数 2,757件		相談件数 2,310件		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	
		134	日常生活支援事業の推進【子・若計画No.69と共通】	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要とき家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭課	利用回数 151回	利用回数 52回	利用申込が少なかったため。	利用回数 92回		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	
		135	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実【子・若計画No.70と共通】	就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。また、資格取得を目的とし、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、生活資金を援助します。	子ども家庭課	受給者数 17人	受給者数 18人		受給者数 19人		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策	
		136	母子生活支援施設入所措置	配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行うことにより、生活支援とともに、自立促進を図ります。	子ども家庭課 家庭児童相談室	配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行うことにより、生活支援とともに、自立促進を図ります。	配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行うことにより、生活支援とともに、自立促進を図りました。 母子生活支援施設入所措置世帯数 6世帯	配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行うことにより、生活支援とともに、自立促進を図ります。 母子生活支援施設入所措置世帯数 6世帯		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策		
		137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成【子・若計画No.71と共通】	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て相談センター	利用件数 190件	利用件数 129件	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言の発出により、保育園（所）や学童、習い事等が休業になったため。	利用件数 277件		1 子どもの貧困対策 2 児童虐待防止対策 4 「草津っ子」育み事業	
		138	ひとり親家庭の医療費助成【子・若計画No.62と共通】	ひとり親家庭の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課	見込助成件数27,817件	実績助成件数22,101件	新型コロナウイルスの影響により、病院での受診が減少したと考えられるため。	見込助成件数26,947件		1 子どもの貧困対策	
目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり	施策1 地域の子育て力の向上	139	こどもエコクラブの充実【子・若計画No.3と共通】	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進します。また、環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣により、活動の充実を図ります。	くさつエコスタイルプラザ	登録クラブ数 32 (3月末現在)	登録クラブ数 12 (3月末現在)	3団体（20クラブ）が継続しなかったため	登録クラブ数 12 (3月末現在)			
		140	草津市こども環境会議の開催【子・若計画No.4と共通】	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、子どもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。多様な企業や団体等へ参加の呼びかけを行い、活発な「こども環境会議」の運営に努めます。	くさつエコスタイルプラザ	令和3年1月31日に開催予定	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期		令和4年1月30日開催予定		4 「草津っ子」育み事業	
		141	地域協働校の推進【子・若計画No.81と共通】	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有し、知恵と力を出し合っており、青少年の健全育成、子どもと大人の協働による共育ち、地域コミュニティの育成を目指し、体験授業、各種イベント等を実施します。	生涯学習課	事業数 360事業 学校の教育目標を共有し学校・家庭・地域をつなぐ事業を実施します。	事業数 286事業	新型コロナウイルス感染症拡大により、学校休校措置が講じられたことや、人が集まる事業の実施が見送られたことから、事業実施数が減少しました。	事業数 300事業 感染症対策を講じながら、学校の教育目標を共有し学校・家庭・地域をつなぐ事業を実施します。	3-③ 放課後児童健全育成・放課後子ども教室	4 「草津っ子」育み事業	

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標5 社会全体で子育て を支援する環境づく り	施策1 地域の子育て力の 向上	142	学習ボランティア登録制 度の推進【子・若計画 No.82と共通】	各種学習活動等により得られた知識や 経験を生かしたいという学習ボラン ティア（個人および団体）を登録し、 登録情報の提供を通して生涯学習活動 を推進します。	生涯学習課		継続して登録者を募集。生涯学習人材情報 冊子「草津市ゆうゆうびとバンク」を発行 し、登録者の発掘・活用・利用を促進し、 学びや知識・経験を生かした社会活動を促 すために学習ボランティアの育成・支援を 推進します。		継続して登録者を募集。市民の学びや知識・ 経験を生かした社会活動の活性化により生涯 学習を推進するため、ボランティア人材情報 冊子「草津市ゆうゆうびとバンク」を発行 し、登録者の発掘・活用を促進して、学習ボ ランティアの育成・支援を図ります。			
		143	スポーツ教室やイベント の開催【子・若計画No.83 と共通】	子どもが運動に関心を持ち、スポーツ に親しむためのスポーツ教室やイベン トの開催等スポーツ環境の充実に取り 組めます。	スポーツ保健課	開催回数 27回	開催回数 12回	新型コロナウイルス感染症拡 大防止の観点から、事業の一 部が中止となったため。	開催回数 24回			
		144	総合型地域スポーツクラ ブへの支援【子・若計画 No.84と共通】	総合型地域スポーツクラブが行う各種 スポーツ教室やイベント等の開催を支 援します。	スポーツ保健課	活動回数 1,443回	活動回数 1,220回	新型コロナウイルス感染症拡 大防止の観点から、事業の一 部が中止となったため。	活動回数 1,459回			
		145	遺跡や文化財の活用を通 じた学習の充実【子・若 計画No.85と共通】	遺跡発掘調査や出土品整理作業、文化 財の現地見学等の体験学習の機会を通 じ、地域の歴史への理解を深める学習 を支援します。	歴史文化財課		新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みなが ら、幼児・児童を対象とした講座や、歴 史に興味のある人を対象とした講演会の開 催を予定しています。	・市ホームページでの自宅学習コンテンツ「お うちで楽しむ！草津れきし発見隊」を開始しま した。 ・草津の特色ある歴史文化を学ぶ体験キットを作 成し、配布希望者へ配布しました。		新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みなが ら、幼児・児童を対象とした講座や、歴史に 興味のある人を対象とした講演会の開催を予 定しています。		
		146	歴史資産を生かした体験 機会の充実【子・若計画 No.86と共通】	学校団体の見学受入れ・出前授業を積 極的に行います。また、子ども向け事 業「草津宿みちくさラボ」および草津 宿本陣でのワークショップ等を定期的 に開催するとともに、外部イベントに も参加し、より多くの子どもたちに対 して草津の歴史や文化に触れる機会を 提供します。	草津宿街道交流館		新型コロナウイルス感染症への対策を行 いながら、出前授業メニューの充実を図り ます。また、草津宿本陣でのイベントなど、 子ども向け普及啓発事業を積極的に実施し ます。	・見学受入 2件 ・出前授業 4件 ・ワークショップ 2件		新型コロナウイルス感染症の社会状況をみ ながら、出前授業メニューの充実を図り、草津 宿本陣でのイベントなど、子ども向け普及啓 発事業を実施します。		4「草津っ子」育み事 業
		147	子どもの読書活動推進事 業（子ども対象）【子・若 計画No.20と共通】	子どもが本に興味を持ち、読書への関 心を深められるよう、「おはなしのじ かん」の開催等年齢や対象に応じた取 組を実施し、子どもの読書活動を推進 します。	図書館		引き続き実施予定。但し、新型コロナウイ ルス感染症拡大防止により中止となる可能 性があります。	○幼児と保護者向け木曜おはなしのじかん 未実 施 ○夕べ(夜)のおはなし会 未実施 ・代替 夏のお楽しみ貸し出しセット 300 セット ○野外おはなし会(本館) 未実施 ○おはなし会 おはなしのじかん 未実施 ・代替 ミニミニおはなしのじかん21回 21 9名 ○えほんのひろば(本館) 2回 15名 ○クイズラリー 4回 382名 ○Leafの森なんでも掲示板(質問募集・掲示) 回答数 本館 35点 南館 12点 ○高校連携交流会 未実施	新型コロナウイルス感染症拡 大防止のため、主催事業が中 止となったため下回ったが、 対策を講じながら代替企画を 実施しました。	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極め ながら、対策を講じて実施予定。		4「草津っ子」育み事 業
		148	子どもの読書活動促進事 業（一般対象）【子・若計 画No.21と共通】	児童文学作家・絵本作家を講師とした 講演会や家庭教育サポート事業(生涯学 習課)への講師派遣等を実施し、家庭で の読書推進や図書館利用の充実に取り 組めます。	図書館		引き続き実施予定。但し、新型コロナウイ ルス感染症拡大防止により中止となる可能 性があります。	・ぼかぼかタウンの行事案内やFace book での書評等の情報を発信しました。 ぼかぼかタウン 随時 Face book 週1回 ・ピプリオバトル(本館) 2回 15名 ・子ども読書講演会 実施1回 15名	子ども読書講演会について は、新型コロナウイルス感染 症拡大防止のため、会場の入 数制限等、対策を講じて実施 しました。	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極め ながら、対策を講じて実施予定。		4「草津っ子」育み事 業
		149	読書活動支援【子・若計 画No.61と共通】	子どもの居場所づくり事業(子ども家 庭課・生活支援課)との連携や、子ど も食堂への団体セット貸出サービス を行い、図書館を利用しづらい子ども たちに向けた読書支援活動を実施しま す。	図書館		新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講 じながら連携し、引き続き実施予定。	・子どもの居場所づくり事業への読書活動支援 (読み聞かせ等) 15回 126名 ○子ども食堂への団体セット貸出 未実施 ○UDCBKのテーマ展示 12回 ○ミナクサ☆ひろば絵本講座 未実施 ○市役所各課、草津宿街道交流館 コラボ展示 (両館)40回 ・地域団体に協力して、司書の講師派遣を行いま した。2回	新型コロナウイルス感染症拡 大防止のため、依頼事業につ いては主催者からの中止に応 じたため。	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極め ながら、対策を講じて実施予定。		1 子どもの貧困対策
		150	学校図書館支援事業	学校のニーズを踏まえながら、市立の 全小学校への巡回図書「ブックん」の 配本事業を実施します。	図書館		巡回図書セット本の入れ替え等、内容の充 実を図り、新型コロナウイルス感染症拡大 防止策を講じながら引き続き実施予定。	巡回図書「ブックん」の実施 市内小学校14校へ学期ごとの入れ替え(年3回)		新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極め ながら、対策を講じて実施予定。		4「草津っ子」育み事 業
151	学校支援活動事業	「出張ブックトーク」等、子どもと本 をつなぐ事業の取組や「図書館見 学」、「職場体験学習受入」等、図書 館や本に興味を持ってもらう機会を提 供します。	図書館		市内小学校の依頼に応じ、新型コロナウイ ルス感染症拡大防止策を講じながら引き続 き実施予定。「出張ブックトーク」につ いては未実施校への働きかけの強化を予定 。	○学校へのお出張ブックトーク 未実施 ○図書館見学や職場体験学習の生徒受入 ・図書館見学 未実施 ・職場体験学習 未実施 ○出張ブックトーク 未実施	新型コロナウイルス感染症拡 大防止のため、依頼事業につ いては主催者(学校)からの 中止に応じたため。	新型コロナウイルス感染症拡大状況を見極め ながら、対策を講じて実施予定。		4「草津っ子」育み事 業		
	施策2 多様な保育ニ ーズに対応した サービスの提供	152	病児・病後児保育事業の 充実	病気および病後回復期で、保護者の就 労等により家庭での保育が困難な場 合、病児保育室で保育を行います。	子ども・若者政策課	延べ利用者数 (量の見込) 1,253人 (確保方針) 2,080人	延べ利用者数 (量の見込) 260人 (確保方針) 2,080人	新型コロナウイルス感染症の 影響により、緊急事態宣言の 発令で在宅勤務が増えたこと や感染防止の観点から施設利 用を控える方がおられたた め。	延べ利用者数 (量の見込) 1,182人 (確保方針) 2,080人	3-⑥ 病児保育		

※黄色の項目は法定必須記載事項、青色の項目は法定必須記載事項以外です。

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	担当課	令和2年度 実施予定	令和2年度 実施結果	実施予定を 下回った場合の理由	令和3年度 実施予定	重点取組 法定必須事項	重点取組 法定必須事項以外	
目標5 社会全体で子育て を支援する環境づくり	施策2 多様な保育ニーズ に対応した サービスの提供	153	ファミリー・サポート・ センター事業の推進	地域における子育てと就労支援を行う ために、支援を受けたい依頼会員と支 援を提供したい提供会員が、会員組織 を構成し、援助活動を展開します。 また、子育て家庭以外にもファミ リ・サポート・センターの周知を図 り、提供会員の確保に努めます。	子育て相談センター	延べ利用者数 3, 4 2 4 人	延べ利用者数 2, 1 1 7 人	新型コロナウイルス感染症拡 大防止に係る緊急事態宣言の 発出により、保育園(所)や 学童、習い事等が休業になっ たため。	延べ利用者数 3, 3 4 1 人	3-⑧ 子育て援助活動支 援	4「草津っ子」育み事 業	
		154	延長保育事業の充実	認定こども園、保育所(園)におい て、延長保育等の特別保育を実施する ことで、多様な保育ニーズに対応した サービスの提供に努めます。	幼児課 幼児施設課	実施施設数 【私立保育園】1 2 施設 【私立認定こども園】1 2 施設 【小規模保育施設】1 8 施設 【公立保育所・認定こども園】5 施設	実施施設数 【私立保育園】1 2 施設 【私立認定こども園】1 2 施設 【小規模保育施設】1 8 施設 【公立保育所・認定こども園】5 施設		実施施設数 【私立保育園】1 1 施設 【私立認定こども園】1 7 施設 【小規模保育施設】2 1 施設 【公立保育所・認定こども園】5 施設	3-④ 時間外保育		
		155	預かり保育事業の充実	幼稚園で教育時間終了後や長期休業中 に保育を実施し、働きながら幼稚園に 通わせたいというニーズに対応しま す。地域の幅広いニーズに対応するた め、実施施設数の拡大を進めます。	幼児課 幼児施設課	実施施設数 【公立認定こども園】8 施設 (志津・老上・玉川・山田・笠縫東・常 盤・矢橋ふたば・草津中央おひさまこども 園)	実施施設数 【公立認定こども園】8 施設 (志津・老上・玉川・山田・笠縫東・常盤・矢橋 ふたば・草津中央おひさまこども園)		実施施設数 【公立認定こども園、幼稚園】9 施設 (志津・矢倉・老上・玉川・山田・笠縫東・ 常盤・矢橋ふたば・草津中央おひさまこども 園)	3-⑤ 一時預かり		
		156	一時預かり事業の充実	保護者の急な用事や短期のパートタイ ム等、家庭において保育を受けること が一時的に困難となった子どもを、認 定こども園、幼稚園および私立保育 園、その他の場所において一時的に預 かる一時預かり事業について、今後も 実施施設数の増加に向けた働きかけを 進めます。	幼児課 幼児施設課	実施施設数 【私立保育園】2 施設 【私立認定こども園】7 施設 【小規模保育施設】1 0 施設	実施施設数 【私立保育園】2 施設 【私立認定こども園】7 施設 【小規模保育施設】1 0 施設		実施施設数 【私立保育園】4 施設 【私立認定こども園】8 施設 【小規模保育施設】1 3 施設	3-⑤ 一時預かり		
	施策3 ワーク・ライ フ・バランスと 雇用環境の充実	157	男女共同参画による子育て を可能とする職場づくり のための啓発【子・若 計画No. 97と共通】	市内事業所や市民を対象に、働き方改 革やワーク・ライフ・バランスの推進 に関する啓発を行い、男女共同参画の 視点による、子育てを可能とする職場 づくりのための啓発を行います。	男女共同参画センター	市内事業所や市民を対象に、働き方改革や ワーク・ライフ・バランスの推進に関する 講座を実施します。	9月26日 オンライン開催 (ZOOM) 「コロナで見直す 個人も組織も成長 する健全な働き方」 講師：沢渡あまねさん ・講演後は講演内容についてのグループワークや 質疑応答などを行いました。(参加者：57名)		啓発紙「みんなで一歩」等において、働き方 改革やワーク・ライフ・バランス、男性の育 児休業の取得促進の啓発を行います。		1 子どもの貧困対策	
		158	育児休業や子どもの看護 休暇等各種制度の導入推 進啓発【子・若計画No. 94 と共通】	商工観光労政課の窓口にチラシやポス ター等を設置し、啓発活動を行いま す。	商工観光労政課	商工観光労政課の窓口に「滋賀県ワーク・ ライフ・バランス推進企業」への登録案内 チラシや令和3年1月1日施行の子の看護 休暇・介護休暇の取得に関するチラシ等を 設置し、啓発活動を行います。	商工観光労政課の窓口に「滋賀県ワーク・ ライフ・バランス推進企業」への登録案内 チラシや令和3年1月1日施行の子の看護 休暇・介護休暇の取得に関するチラシ等を 設置し、啓発活動を行いました。		商工観光労政課の窓口に「滋賀県ワーク・ ライフ・バランス推進企業」等の案内チラシや ポスターを設置し、啓発活動を行います。			